スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について(報告)

## 1. 指定管理者更新について

- (1) 指定管理者制度を導入(更新)した管理運営とする。
- (2)指定管理者は、公募により選定する。
- (3)指定管理期間は5年とする。(令和6年4月1日~令和11年3月31日) 《更新するスポーツ9施設》:①袖ケ浦体育館、②東部体育館、③秋津サッカー場、④ 秋津野球場、⑤茜浜パークゴルフ場、⑥秋津テニスコート、⑦袖ケ浦テニスコート、⑧実 籾テニスコート、⑨芝園テニスコート・芝園フットサル場

## 2. 料金改定について(令和6年4月1日適用)

- (1)積算基準に基づき、指定管理者制度更新に併せて利用料金を改訂する。 別紙「使用料一覧表のとおり」
- (2)秋津サッカー場に、プロ選手利用の料金設定を設ける。 近隣他市条例との均衡を図り、プロ利用料金を創設し、一般の2倍とする。

## 3. 今後のスケジュールについて

日付	内容			
令和5年7月1日	広報誌、市ホームページでの周知			
7月3日~14日	資料配布			
8月1日~17日	申請書受付			
9月中旬	応募者面接			
10月上旬	指定管理者候補者の選定			
11月8日	習志野市スポーツ推進審議会へ候補者の選定について報告			
12月下旬	指定管理者の指定議決(第4回定例会)			
令和6年4月1日	年度協定書の締結・業務開始、新料金適用			

## 使用料一覧表

施設名		区分		現行料金	新料金
袖ケ浦	体育館(アリーナ)	全面(2時間)	一般(65歳以上含む)	2,270	3,250
		2分の1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,010	1,440
		4分の1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	500	710
	テニスコート	1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,150	1,450
東部	体育館(アリーナ)	全面(2時間)	一般(65歳以上含む)	4,950	6,710
		2分の1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	2,420	3,290
		4分の1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,210	1,640
	講習室	2時間		370	480
	クライミングウォール	2時間	一般	100	150
	トレーニング室	2時間	一般	580	580
		1ヶ月	一般	7,250	7,250
実籾	テニスコート	1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,150	1,450
秋津	テニスコート	1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,150	1,450
		照明料	全灯(30分)	440	400
	野球場	1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	7,600	8,940
		スコアボード使用料		1,010	1,090
	サッカー場	2時間	一般(65歳以上含む)	7,790	8,300
		照明料	全灯(30分)	1,650	1,480
			2分の1灯(30分)	820	740
	研修室(A·B)	1時間	一般(65歳以上含む)	680	720
		1泊(17時~翌朝8時)	一般(65歳以上含む)	10,200	10,810
	研修室(C·D)	1時間	一般(65歳以上含む)	290	310
		1泊(17時~翌朝8時)	一般(65歳以上含む)	4,350	4,650
芝園	テニスコート	1面(2時間)	一般(65歳以上含む)	1,150	1,450
		照明料	全灯(30分)	240	210
	フットサル場	1面(1時間)	一般(65歳以上含む)	780	980
		照明料	全灯(30分)	160	140
茜浜パークゴルフ場		1人1回	一般	410	430
Ē	ョバハーノコルノ场	1人1日	一般	1,230	1,290